

JIS改正説明会 質問一覧:Q1011

No.	質問内容	回答
1	容量の保証の仕方について具体的な例をお願いしたい。	JISQ1011 表A.3 注(3) 4)に、「採取する量の分だけ割増すか、試験に使用しなかった分をトラックアジテータに戻すなどの方法を確立して」と記載しています。それを参考にし、工場で納入書の容積を下回らないように管理して下さい。
2	a. JIS Q 1011 A.1製品の管理 注(2)b)4)「自らが証明している機関であり、かつ、その他、これらと同等以上の能力のある機関」と記述しているが、この「同等以上の能力のある機関」の解釈を示してもらいたい。	JISQ17025に適合していることを示します。
3	b. 練混性能試験 1回/12か月 コンクリートの種類ごとに実施するべきなのか、解釈を示してもらいたい。普通、軽量、高強度コン、それぞれ必要なのか。	普通コンクリートのみで構いません。
4	従来工場にて採用している割増率で、容積保証が十分可能な場合は、変更の必要はないと判断して、あえて変更する必要はないと考えてもよいでしょうか？	容積保証が十分可能である根拠及び説明が必要です。
5	○砂利及び砂の品質項目(軟らかい石片・1.95に浮く粒子)で、これまでの試験実績値によっては、継続して実施して頂きたいとの事だったが、継続試験に必要な具体的な数値等があれば教えてほしい。	具体的な数値はありません。 工場における過去の品質状況(試験結果)を考慮し、必要に応じて実施して下さい。
6	○(③か?) 附属書A.9.2.a)により、一部の認証機関が、砕砂(試験必要無)と山砂(0.001%)でも混合した試験の実施を求めている。ふるい分けと塩化物試験はどちらかの骨材が不合格でも混合後の結果により使用できるようにしたはずである(平成元年の改正による)	その通りです。異種類の骨材を混合した場合は、粒度と塩化物量の混合後の品質がJISA5308に適合していることの検証が必要になります。混合前の各骨材の試験結果を合成計算、又は質量混合後に行う各試験結果による方法のいずれかで検証を行って下さい(JISマーク表示制度に関する解釈集【コ18】を参照)。
7	JIS A 5308のミキサについて旧式はそのまま使用出来るとあるが、規格は新5308の文章にするのか。(設備と規格が合わないのでは。)?	ミキサ(JISA8603-1994に適合していたもの)はそのまま使用できます。ただし、社内規格は最新のJISA5308の規定と整合させてください。
8	附属書Aの表A.3ではスラッジ固形分率の確認は、使用の都度ではなく、終業時まで計算、確認となりましたが、JIS A 5308附属書Cの中で連続濃度測定方法の場合、バッチ毎の確認となっていますが。	JISA5308附属書Cでは連続濃度測定方法の場合、使用の都度『スラッジ水濃度』を測定することが規定されており、スラッジ固形分率の確認頻度は言及してません。
9	JIS Q 1011の2009、2011との併用期間を明確に示してください。	JIS A 5308:2014の経過措置期間である、平成26年9月19日までにおいて、審査を実施する場合、改正対応が未完了の場合はJIS Q 1011:2012を適用し、改正対応が完了している場合はJIS Q 1011:2014を適用します。
10	軟らかい石片について、当社は砂利を使用していますが、今後も社内規格を変更せずに、試験を継続すればよいのでしょうか？	必要に応じて実施して下さい。
11	回収骨材の洗浄設備とは、回収後にさらに洗浄が必要なのか、回収の工程での洗浄は含まれるのか。	回収工程での洗浄も含まれます。 回収工程で回収骨材として必要な品質が確保できなければ、回収後にさらに洗浄する必要があります。
12	11コマ目 回収骨材の管理は、どの程度の頻度で行うのか。受入検査の中で書いているので、1回/日で良いのか、それとも100㎡又は1日をロットとするのか。	11コマ目は原材料受入検査について説明しています。原材料受入検査における回収骨材の微粒分量については、JISQ1011表A.2.1の⑩と同様の管理を行って下さい。 「1回/日、それとも100㎡又は1日をロット」とするのは、工程検査で定めている回収骨材を新骨材に添加する置換率についての管理期間のことです。
13	表A.2.1⑨粒形判定実績率について 砕石4020と2005を混合し、砕石4005として使用する場合、JISCBA解釈集コ15があるため、認証機関に混合後の試験実施を求められる。試験方法によれば、20mm以上の骨材は取り除かれるため、砕石2005受入時に試験を行えば、混合後の砕石4005としての試験は不要と考える。JIS規格の明記、または解釈集の変更を検討していただきたい。	砕石2005と砕石4020を単味受入し、砕石4005として使用する場合は、砕石2005の試験結果を砕石4005の試験結果とみなしても問題ありません。
14	a. テキスト110ページ PPN0.11 表A.2の受入検査方法において、「回収細骨材及び回収粗骨材については、普通コンクリート～」とありますが、モルタルから得られた回収細骨材は、使用できるのでしょうか。	普通、舗装、高強度コンクリートに使用されている細骨材(社内標準化されているもの)と同一のものであれば回収して使用することは可能です。
15	b. テキスト113ページ PPN0.18 容積を下回らないようにするのは、「対象のバッチ」ではなく、「積載量」に対して行うのではないのでしょうか。	納入書記載の容積を下回らないように、幾つかのバッチで練ります。工程検査のための割増は、工程管理対象の運搬車の練りバッチにだけ適用し割り増すこととなります。
16	○回収骨材の使用A法の場合の混合確認の管理が一日単位と規定されているが、サイロ投入受入毎に管理しないと、一日の受入回数が多い場合は、バラツキ・カタヨリが大きくなり5%以下製造を補償出来ないのではないか。	1回(1台毎)の受入れ量に対して5%以下の量を添加することで、5%以下を担保してください。回収骨材の発生量によっては、添加が0%の時もあります。5%以下での均一な添加量を要求しているものではありません。

No.	質問内容	回答
17	○パッチャープラントの計量システムから、0.1m ³ (100~500)単位でのバッチ計量指示出来ない場合は、どうすれば良いか。(工程検査の容積補償時)、又アジテーター車から試料採取する場合、2~3バッチの車載もありうる。1車の容積の補償であって、1バッチの補償でないこの表現(バッチ)は、適当ではないものと判断する。	①容積保証の割増係数を入力することによって工程検査に使用する容積を確保してください。 ② 納入書記載の容積を下回らないように、幾つかバッチで練ります。工程検査のための割増は、工程管理対象の運搬車の練りバッチにだけ適用し割り増すことになります。
18	○スランプ・Airの工程検査1日2回が、AM1回・PM1回となるが、AM・PMどちらかしかない場合は、1日1回の工程検査でも良いのか。	出荷がAM・PMどちらかしかない場合は、結果として1日1回になります。
19	容積について、割増した量(工程管理に必要な量)を採取しなかった場合、道路交差法(?)について問題は生じないのか。	計画通りの工程検査を行わない場合の処理は法令順守の観点で判断してください。
20	工程管理用コンクリートの割増は、割増係数の変更ではなく、練混ぜ量を増やす方法ではいけないのか？(割増係数は変更なし)また、その場合、練混ぜ量と納入書記載数量の違いは問題ないか？戻す場合は割増は必要ないのか？	納入量+ α (工程管理試験量)による割増でも構いません。この場合は、納入書の納入容積の表記が「納入量+ α 量」になります。備考欄に「実納入容積量 〇m ³ 」あるいは「工程管理0. X m ³ を含む」などと記述してください。
21	JIS Q 1011 (6) 附属書A A.3について容積についての対応において、国土交通省及び市・県の納入についての伝票の記載は10.t車で4m ³ と弊社はしていますが、万が一、工程時採取となる場合は伝票対応はどうすればよいでしょうか？購入者は4m ³ 積載最大なのですが・・・。	容積保証の割増係数を入力することによって、納入容積欄は4m ³ のままになります。 納入量+ α (工程管理試験量)による割増では、備考欄に「実納入容積量 4m ³ 」あるいは「工程管理0. X m ³ を含む」などと記述してください。
22	回収骨材の微粒分量の受入検査頻度は「A2.1の⑩と同様の方法で管理し、・・・」とあるので、1回以上/月でいいのでしょうか。	記述の通りです。回収骨材の洗浄の程度による微粒分量の値により管理頻度を決めてください。
23	回収骨材の表乾密度について管理する必要はないのか？表面水率を測定する場合は、新骨材の表乾密度を用いてよいのか？回収骨材の表乾密度が新骨材と相違した場合、表面水率測定結果に影響を与える。	自工場の回収骨材に限定されていますので物理的性質が異なることがないと考えます。回収骨材に疑義があれば自主的に骨材試験を実施してください。
24	工程検査を行ったトラックアジテーター車について、コンクリート納品書に印字された練混ぜ量を手書きで修正してもよろしいのでしょうか。	工程管理を明確にする割増方法で行ってください。ある運搬車の納入書記載の容積を手書きで修正した場合、その車の累計欄も修正することになります。商取引に影響のないように対応してください。
25	(③か?) 運搬時間の考え方で、「現場での打設に時間がかかり後続車が現場手前で待機させられ、前車が終了後、現場に呼ばれて着いた時間を記入する様に要求されます。」このことについての明確な説明がなかったと思います。現場の要求には疑問がありますが、どの着時間が良いのですか？(待機場場についての時間ではいけませんか?)	2011年の追補1で運搬時間が明確にされている。「購入者の指示があれば直ちに荷卸しができる状態とするまでに要する時間」によって指定場所(待機場場)に到着した時間が着時間となる。
26	○工程管理の容積割増しについて例えば容積を、0.1m ³ 割り増した場合、納入書と練り混ぜ記録が異なるが、それでいいのでしょうか？(練り混ぜ指示1.1m ³ →納入書1.0m ³ など)	納入量+ α (工程管理試験量)による割増でも構いません。この場合は、納入書の納入容積の表記が「納入量+ α 量」になります。備考欄に「実納入容積量 〇m ³ 」あるいは「工程管理0. X m ³ を含む」などと記述してください。
27	○講演の中で、品質項目⑪・⑫は廃止されるが、「品質の確認を要望します」と言われていました。試験は必要なのですか？	貝殻等の影響を確認するため、必要がある工場は今後定められるZKT法などで自主的に確認をしてください。
28	コンベア等の下に落下している原材料の処理方法として種類別に骨材ヤードに戻すことが可能であるか？	コンクリートの品質に影響がないと判断できるのであれば、種類別に戻すことも可能です。
29	B法の設備(回収骨材様の貯蔵ビンがある場合)での5%以下の置換は、A方法と言えるのでしょうか？その際の表面水の管理は必要でしょうか？	B方法となります。 表面水率の管理は、表A.3 1.6)によります。
30	○回収骨材を使用した場合の管理(A方法)は、5%の置換率の記録だけでいいのか？また、5%以下であるバックデータが必要か？	表A.1 注(5)による、使用量の記録を整備する必要があります。(バックデータが必要)
	○スランプ、空気量 午前と午後1回づつなら午後の出荷がなければ、1回でいいのか？	出荷がAM・PMどちらかしかない場合は、結果として1日1回になります。
31	附属書Aの表A. 3について、細骨材の表面水率、スランプ、空気量の管理は、回収骨材のみであるか、従来の新骨材にも適用されるのか。	従来のものにも適用されます。
32	○当工場では練混ぜに用いるスラッジ水を、バッチ濃度調整法にて固形分率0.8%±0.1%で管理しています。今回のJIS改正で(前回の追補も同様)スラッジ水濃度を低濃度で固定した方法も採用されましたが、従来の「スラッジ水中に含まれる固形分は、水の質量には含まない」方法も当工場のように固形分率0.8%で管理の場合、継続して認められると考えてよろしいのでしょうか？	バッチ濃度調整法により全量を使用する場合は、固形分量を水の質量に含めません。

No.	質問内容	回答
33	○工程管理試験の試料採取時の容積割増について当工場では該当バッチだけ容積保証の「割増係数」の1.015倍をさらに増やす方法ではなく、その該当運搬車だけ0.1m ³ を増量する方法で考えています。その場合、納入伝票は納入数量として4.0m ³ で発行しますが、製造数量は4.1m ³ で出荷指示します。このように荷卸し地点で納入書に記載された数量を下回らないことにより、理論上の納入伝票の数量が下回らないことを確保できれば、納入伝票と製造数量の値が整合しなくとも問われることはないと考えてよろしいでしょうか。(もちろんその場合、製造日誌には製造数量が記載された記録を残しておきます。)	良いです。
34	レディーミクストコンクリートの容積について 施工業者側の都合(多くは提案によるもの)で試験の為に試料採取が多くなるが、その分割り増しで製造せよとは、随分な製造泣かせと感じる。JIS、土木学会、JASS5の規定以上の施工業者側の都合であれば施工者の負担とするのがベターだと考えるがいかがでしょうか。	施工業者の要求によるものは、施工業者と調整してください。今回の割増し(又は戻す)は工程管理用の試料採取についての要求です。
35	附属書Aの表A.3の容積に関する規定は工程管理に採取するコンクリートに適用されるが、製品管理には適用する必要はないのか? 残りを戻す方法であっても容積を満足するには、割増が必要であると思うので、残りを戻すだけではだめではないのか? 併用が必要。バッチの定義・納入書は一車毎なので、複数バッチが該当するので良いのか?	①製品管理には適用する必要はない。工程検査が対象となります。 ②バッチの定義として、一車を構成する複数バッチと考えても良い。
36	○附属書Aの表A.3 6)及び8)スランプ及び空気量の測定頻度について、例えば午前だけの製造実績の場合、午前1回の測定で可か?	出荷がAM・PMどちらかしかない場合は、結果として1日1回になります。
37	○「荷卸し地点で納入容積を下回ってはならない」ことについて、トラックアジテーターで0.1m ³ 割増す場合、購入者注文量と、実製造量の0.1m ³ 差について、どのように対応するのか?	納入量+ α (工程管理試験量)による割増でも構いません。この場合は、納入書の納入容積の表記が「納入量+ α 量」になります。備考欄に「実納入容積量 0m ³ 」あるいは「工程管理0. X m ³ を含む」などと記述してください。
38	○6.3.1「荷卸し地点に到着したとき」を採取の時期とした場合、JIS A 1115本文の3か所からの採取に疑問を感じる。参考のトラックアジテーターからの採取を前提としているのか。もしそうなら5308の本文にそれを明記すべし。	JIS A 1115の附属書1には、「なお、トラックアジテーターで30秒間高速攪拌した後、最初に排出される50～100 Lを除いて採取することができる。」とあります。 JIS A 5308の本文には、「JIS A 1115による。」と明記されています。
39	表A.3—具体的な方法が必要と思います。	JISQ1011 表A.3 注(3) 4)に、「採取する量の分だけ割増すか、試験に使用しなかった分をトラックアジテーターに戻すなどの方法を確立して」と記載しています。それを参考にし、工場で納入書の容積を下回らないように管理して下さい。
40	JIS Q 1011附属書A 表A.3の要求事項を満足させる為に一般的な解決方法として妥当に決められた「0.1m ³ 」を割増する方法が採用される事と思います。その際の問題点として、①割増後の数量を記載しますと、工程検査時、結局下回る。②割増前の数量を記載しますと、計量印字記録、及び算出される単位量に差異が発生する。考えられます。どのような対処が適切でしょうか?	納入量+ α (工程管理試験量)による割増でも構いません。この場合は、納入書の納入容積の表記が「納入量+ α 量」になります。備考欄に「実納入容積量 0m ³ 」あるいは「工程管理0. X m ³ を含む」などと記述してください。
41	○附属書Aの表A.3 容積について現実問題として出来るのか大変大きな問題である。割増を1.1倍 1100ℓとしたら納入書は1.10m ³ で印字される。したがってJISマークは消す事になる。設備を新しく変更しないと、今の段階では不可能である。簡単にできる内容ではない事がほとんどに解かっているのか?	納入量+ α (工程管理試験量)による割増でも構いません。この場合は、納入書の納入容積の表記が「納入量+ α 量」になります。備考欄に「実納入容積量 0m ³ 」あるいは「工程管理0. X m ³ を含む」などと記述してください。
42	○納入書の変更について補助(金額)は出来ないか?	回答する立場にありません。
43	(6)の附属書Aの表A.3の容積であるが、下回らないために生コン工場品質管理ガイドブックの容積割増しの検証でシミュレーションすると、JIS A 1115(参考)により採取すると、0.2m ³ 近い割増が必要となる。品質監査会議の合格証伝達式の特別講義で建材試験センターの丸山課長は、「必ずしも参考であり、規定の一部でないのだから、50～100ℓを除く必要はないし、現状に即した方法が良い。第三者機関も行っていない。」と述べられた。 これを受けて、協同組合5工場が、変更届けを認証機関に提出、受理されA1115附属書(参考)と異なる方法でアジテータートラックから採取している。30秒間の高速かくはんも、CO2削減を考えれば現実的でないし、マンション工事で一切の高速かくはん禁止の現場もあった。 全生連のA5308パブリックコメントへの対応で、A1115以外は許容されるべきではないと表記されていたが、現実的に強度に関しても有意差が認められないのであれば、現実的な対応を期待したい。A5308・Q1011・A1115の関係も理解しやすい体系的な整理改正を切に願いたい。	原則としてJIS A 1115によります。なお、2014年版の追補改正では、採取方法の一例となっています。

No.	質問内容	回答
44	納入書について 回収骨材を使用しなくても変更しないとダメなのですか。普通の出荷に問題ないと思います。	納入書は標準様式となっていますが、移行期間のうちに変更してください。
45	工程検査分の実績割増を行った時の確認方法としては、印字記録のみで良いのか、特にチェックする必要あるのか？	印字記録のみならず、生産記録においてもチェックすることが望ましいと考えます。
46	○工程検査の試料採取量は、試験に使用しなかった分を戻せば容積割増しをしなくても良いと考えてよろしいのでしょうか？	(6) 附属書A の A.3製造工程の管理の表A.3 の“1 配合”について、注3)の4)は次の記述が追加されました。「・・・対象のバッチの練混ぜ量を採取する量の分だけ割増すか、試験に使用しなかったフレッシュコンクリートをトラックアジテータへ戻すなどして、荷卸し地点で納入書に記載された容積を下回らないように管理する。」となっています。
47	○工程検査は、そもそもJISマークのコンクリートを試料として検査しなければならぬのでしょうか？当工場ではJISマーク外品も多いため。また、当工場ではの配達量が0.5～1.5m ³ 程度の少量も多いので、それで検査する場合でも、試料を戻せばよろしいですか？	(6) 附属書A の A.3製造工程の管理の表A.3 の“1 配合”について、注3)の4)は次の記述が追加されました。「・・・対象のバッチの練混ぜ量を採取する量の分だけ割増すか、試験に使用しなかったフレッシュコンクリートをトラックアジテータへ戻すなどして、荷卸し地点で納入書に記載された容積を下回らないように管理する。」となっています。
48	工程管理の容積割増は製品管理においても必要となるのではないのか？	製品管理における製品試験は、配達後の作業ですので、JIS A 5308の規定外と考えています。
49	附属書Aの表A.3「・・・おそれのある場合は・・・」とあるので、おそれが無いことを証明すれば割増しも戻しも不要という解釈で良いのでしょうか？	(6) 附属書A の A.3製造工程の管理の表A.3 の“1 配合”について、注3)の4)は次の記述が追加されました。「・・・対象のバッチの練混ぜ量を採取する量の分だけ割増すか、試験に使用しなかったフレッシュコンクリートをトラックアジテータへ戻すなどして、荷卸し地点で納入書に記載された容積を下回らないように管理する。」となっています。
50	容積の保証のため試験をするためにトラックアジテータから試料を採取するため、あらかじめ割増する場合、納入書及び製造記録の関係はどのようにすればよいか？表記は4.0m ³ か？4.1m ³ か？	納入量+ α (工程管理試験量)による割増でも構いません。この場合は、納入書の納入容積の表記が「納入量+ α 量」になります。備考欄に「実納入容積量 〇m ³ 」あるいは「工程管理0. X m ³ を含む」などと記述してください。
51	工程検査時採取するものについてのみ、その1車分だけ予め割増が必要なのか？	納入書記載の容積を下回らないように、幾つかのバッチで練ります。工程検査のための割増は、工程管理対象の運搬車の練りバッチにだけ適用し割り増すこととなります。
52	回収骨材の貯蔵設備(特に粗骨材の場合)の規定は必要ではないか。(最大寸法が混合する場合がある。)	社内規定における生産設備管理規程等、回収骨材の使用方法に応じた貯蔵設備を規定してください。
53	JIS A 5308 5容積の規定を満足するために、製造工程管理用に採取するコンクリートの量を見込んで製造量を割増していますが、出荷指示の登録、特に製造量は割増した数量で登録・記録して、出荷納入書は、割増しなしの注文量で記載するというようなことは可能でしょうか？例)0.2 m ³ 割増しで、製造量2.2m ³ 納入書2.0m ³ と登録する。	生コン出荷管理システムによりますので、納入書はシステム会社と調整を行ない、納入書の数量に工程検査用の割増しが反映される場合には、備考欄にその旨を記載して下さい。
54	工程検査時における容積割増時、オペレータによる目視検査は、既存の容積棒による目視で問題無いか？	オペレータによる目視検査は、既存の容積棒による目視で問題ありません。
55	JIS A 5011-1.4と整合を図るやめに環境安全形式(受渡)検査が受入検査に入りましたが、試験機関が限定されています。この場合、その骨材を受入る工場として、試験を行った機関が適合しているかどうか、確認する必要があるのでしょうか。確認する必要がある場合、どのような方法で確認すれば良いのでしょうか。	試験成績書によって試験機関を確認してください。 表A.2.1の注 ⁽⁵⁾ に記載されています。
56	回収骨材を使用する事に対して、基礎データ、日常データはどこまで必要なのか？	基礎データは、微粒分量。日常データは数量の管理、B方法の場合は表面水率の管理も必要です。